

株式会社YMFGグロースパートナーズ(以下「当社」)は、マイクロソフトオンラインサービスおよびアドオンサービスを販売するに当たり、以下の通り利用規約(以下「本規約」)を定めます。

## 1 定義

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、マイクロソフトオンラインサービスおよびアドオンサービスの総称又はお客様が具体的に利用される個別の各サービスをいいます。
- (2) 「本サービス提供元」とは、別表記載の本サービス提供元をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づき当社とお客様との間で締結される本サービスの利用権(第2条第1項に定義する)の売買に関する契約をいいます。本契約の具体的内容は、申込書の内容により定められることとします。
- (4) 「本サービス提供元の規約」とは、別表記載の本サービス提供元の規約をいいます。
- (5) 「顧客情報」とは、利用申込時又は本サービス提供中に、当社が契約者等及びエンドユーザーに関して取得する、個人情報を含む全ての情報をいいます。

## 第1章総則

### 2 本規約の適用

#### (1) 本サービスの利用権の再販

当社は、お客様に対し、本サービスを利用するために必要となる、本サービス提供元から利用許諾を受けうる権利(以下「本サービスの利用権」)を再販売します。なお、お客様は、購入した本サービスの利用権に基づき、別途本サービス提供元から利用許諾を受ける必要があります。お客様は、本サービス提供元の規約に同意の上、本契約をお申し込み頂いたものとし、本サービスのご利用にあたっては本規約を遵守するものとします。

- (2) お客様が当社と特約を締結した場合は、特約が本規約に優先します。

### 3 使用権許諾の範囲

お客様は、本規約に定める諸条件のもとに、本サービスを利用することを、本サービス提供元により許諾されます。

## 第2章契約の成立

### 4 契約の成立及びサービス開始日

- (1) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入した上で提出し(必要事項を入力したメールの送信を含みます。以下の申込書についても同様です。)、当社が当該申込みに承諾し、本サービス提供元に発注後、当社よりお客様に登録完了又は開通通知のメールをもって承諾の通知を行います。当社が承諾の通知を発信した時点で本契約が成立します(本契約が成立した日を、以下「契約日」)。

- (2) 当社と本サービス提供元は、本サービス提供のための合理的な準備期間を考慮した上で契約日以降の日付をサービス開始日として決定し、第 1 項の通知によりお客様に通知します。

### 第 3 章 契約期間及びサービス提供

#### 5 契約期間及び契約の変更・終了

- (1) 本サービスの契約期間が月間契約の場合、本契約の契約期間は、契約日から、契約日の翌月の応答日（応答日がない場合は翌月末日）の前日までとします。お客様は、本契約の契約期間の満了日の 5 営業日前までに当社所定の申込書を提出することにより、本契約を終了させることができます。終了のお申し込みがない場合は、本契約は契約期間を 1 ヶ月間として更新され、契約日の翌々月の応答日（応答日がない場合は翌々月末日）の前日が新たな満了日となるものとし、以降も同様とします。なお、特約に特段の定めのない限り、契約期間満了前の解約はできません。ただし、契約日が 2022 年 10 月 1 日より前の契約の取扱については、第 3 回改訂以前の Microsoft365 サービス利用規約の規定に基づき、当初契約期間は契約日から契約日が属する月の月末まで、更新後の契約期間は更新前の契約期間の翌月の暦月初日から暦月末日までとなります。
- (2) 本サービスの契約期間が年間契約の場合、本契約の契約期間は、契約日から、契約日が属する月より 12 ヶ月後の月の応答日の前日までとします。本サービスの利用料金は、契約日が属する月に発生します。お客様は、本契約の契約期間の満了日の 5 営業日前までに、当社所定の申込書を提出することにより、本契約を終了させることができます。終了のお申し込みがない場合は、本契約は契約期間を 1 年間として更新され、更新前の満了日が属する月の 12 ヶ月後の月の応答日の前日が新たな満了日となるものとし、以降も同様とします。なお、特約に特段の定めのない限り、契約期間満了前の解約はできません。
- (3) お客様は、契約期間中であっても、当社所定の申込書を当社に提出することにより、本サービスのアカウント（以下「アカウント」）数の追加が出来ます。アカウントの追加の日は、当社の合理的な準備期間を考慮したうえ、当社が決定し、通知します。
- (4) お客様は、本契約の契約期間を更新する場合、更新前の契約期間の満了日の 5 営業日前までに、当社所定の申込書を当社に提出することにより、アカウント数を削減することができます。アカウントの削減の日は、更新前の契約期間の最終営業日とします。
- (5) 本条第 1 項、第 2 項の規定に拘わらず、本契約の更新に関し、当社が同意しない場合は、本契約は更新されません。
- (6) お客様が本契約を終了させるときは、本契約が終了する契約期間の最終営業日に本サービスの提供が終了します。
- (7) 本条の規定は、お客様が申込書上で選択したサービスごとに適用されるものとします。
- (8) お客様は、同一のサブドメイン内の同一のサービスで月間契約と年間契約を混在してお申し込みすることはできないものとします。

#### 6 最低利用期間

- (1) 本サービスの契約期間が月間契約の場合、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、お客様は、契約日の翌月 1 日から起算して 3 ヶ月間、本サービスの終了の申込みおよびアカウントの削減を行うことができないものとします。

- (2) 本サービスの契約期間が年間契約の場合、第 5 条第 2 項の規定の通り、契約日から、契約日が属する月より 12 ヶ月後の月の応当日の前日まで、本サービスの終了の申込み及びアカウントの削減を行うことができないものとします。
- (3) 本条の規定は、お客様が申込書上で選択したサービスごとに適用されるものとします。

## 7 サポート

お客様は、本サービス提供元から本サービス提供元の規約に定める範囲内で本サービスについてサポートを受けることができます。

## 8 アドオンサービス

- (1) アドオンサービスの契約は、Microsoft365 の契約者に限ります。
- (2) アドオンサービスの利用状況に関わらず、原則 Microsoft365 全アカウントが課金対象となります。
- (3) アドオンサービスの無償サポートは対応していません。
- (4) アドオンサービスの利用を希望する者は、Microsoft365 の申込書とは別に当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。
- (5) アドオンサービスの契約期間は年間契約のみとします。
- (6) 本契約の契約期間は、アドオンサービス発注月の翌月 1 日を契約日とし、契約日が属する月より 12 ヶ月後の月の応当日の前日までとします。アドオンサービスの利用料金は、契約日が属する月に発生します。お客様は、本契約の契約期間の満了日の 2 週間前までに、当社所定の申込書を提出することにより、本契約を終了させることができます。終了のお申し込みがない場合は、本契約は契約期間を 1 年間として更新され、更新前の満了日が属する月の 12 ヶ月後の月の応当日の前日が新たな満了日となるものとし、以降も同様とします。なお、特約に特段の定めのない限り、契約期間満了前の解約はできません。
- (7) アドオンサービスのプランを追加した場合の契約期間は、追加したプランのサービス開始日より既存の契約の満了日までとします。利用料金は、追加したプランのサービス開始日を含む月から既存の契約の満了日までの残月数分を算定し、請求書を発行します。日割り計算は行いません。
- (8) お客様は、契約更新前の契約期間の満了日の 2 週間前までに、当社所定の申込書を当社に提出することにより、アドオンサービスのプランを削減することができます。なお、特約に特段の定めのない限り、契約期間満了前のプランの削減はできません。
- (9) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名捺印の上これを当社に提出し、当社が当該申込みに承諾し、アドオンサービスを発注後、お客様に納品のメールをもって承諾の通知を行います。
- (10) お客様は当社所定の申込書を当社に提出することにより、アドオンサービスのアカウント数の追加ができます。
- (11) お客様は、契約更新前の契約期間の満了日の 2 週間前までに、当社所定の申込書を当社に提出することにより、アカウント数を削減することができます。なお、特約に特段の定めのない限り、契約期間満了前のアカウント数の削減はできません。

- (12) 本条第 6 項の規定に拘わらず、本契約の更新に関し、当社が同意しない場合は、本契約は更新されません。
- (13) お客様が本契約を終了させるときは、本契約が終了する契約期間の最終営業日に本サービスの提供が終了します。
- (14) アドオンサービスについては本条を優先し、特段定めのないものに関しては本条以外の条項に従うものとします。

## 9 お客様の氏名等の変更

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所、所在地に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

## 第 4 章 料金

### 10 料金及び支払

- (1) 本サービスの契約期間が月間契約を新規で申し込んだ場合、当社は、契約期間中に最初に到来する暦月初日経過後速やかに、契約日時点のアカウント数等課金単位に基づき本サービスの月額利用料金を算定し請求書を発行します（メールの送信によるものを含みます。以下の請求書についても同様です。）。本サービスが更新される場合、更新されたアカウント数等課金単位に基づき本サービスの月額利用料金を算定し請求書を発行します。
- (2) 本サービスの契約期間が年間契約を新規で申し込んだ場合、当社は、契約日が属する月の末日が経過した後速やかに、契約日時点のアカウント数等課金単位に基づき本サービスの 1 年分の利用料金を算定し請求書を発行します。本サービスが更新される場合、更新されたアカウント数等課金単位に基づき本サービスの 1 年分の利用料金を算定し請求書を発行します。
- (3) 月間契約において契約期間中にアカウント数を追加した場合、当社は、契約期間中に最初に到来する暦月初日経過後速やかに、追加アカウントの課金単位に基づき、本サービスのアカウントを追加した日から契約期間満了日までの日数分の利用料金を算定し請求書を発行します。
- (4) 年間契約において契約期間中にアカウント数を追加した場合、当社は、アカウントを追加した日が属する月の末日を経過後速やかに、追加アカウントの課金単位に基づき、本サービスのアカウントを追加した日から契約期間満了日までの日数分の利用料金を算定し請求書を発行します。
- (5) 前 4 項において、お客様は、当社発行の請求書記載の支払期限までに、請求書記載の料金額に消費税相当額を加えた金額を当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込手数料など支払行為にかかる費用はお客様の負担とします。
- (6) 第 19 条第 2 項により、本サービスの月額利用料金に変更された場合、月額利用料金変更があった暦月から、変更後の月額利用料金をお支払いいただきます。
- (7) 第 19 条第 2 項により、本サービスの年額利用料金に変更された場合、サービス開始日が年額利用料金変更日以降の契約および年額利用料金変更日以降に契約更新した契約は、変更後の年額利用料金が適用されます。
- (8) 本条の規定は、お客様が申込書上で選択したサービスごとに適用されるものとします。
- (9) 当社は、いかなる場合も本サービスの利用料金を返金致しません。

## 第 5 章 当事者の責任等

### 11 禁止事項

(1)お客様は、本サービスの利用に際し次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。

- ① 当社又は第三者の著作権又は商標権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ② 当社又は第三者を誹謗、中傷する行為
- ③ その他当社又は第三者の権利を侵害する行為、又は不当に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- ④ 虚偽の事実を当社に届出る行為
- ⑤ 事実と反する情報を流布する行為
- ⑥ 本サービスを利用する際に他人の名前、名称又は商号を名乗るなど他人に成りすます行為
- ⑦ 本サービスに関し付与された ID やパスワードを不正に使用し又は第三者に利用させる行為
- ⑧ 本サービスの利用のため接続するサーバーやネットワークを妨害したり混乱させたりする行為
- ⑨ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他人の個人情報を収集する行為
- ⑩ 犯罪行為又はこれを助長する行為
- ⑪ 公序良俗に違反する又はそのおそれがある行為
- ⑫ 法令に違反する又はそのおそれがある行為
- ⑬ 本サービスを複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース又は担保設定等をする行為、及び本サービスを使用する権利を譲渡、転売又はその使用を許諾する行為
- ⑭ 本サービスを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他改造する行為、及び本サービスの派生製品を開発又は第三者に提供する行為、並びに本サービスの構成部分を分離して使用する行為
- ⑮ 本サービスを正常なビジネスにおける用途を超えて使用する行為、及び自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為
- ⑯ その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

(2)当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反する又はそのおそれがあると認めるときは、その理由を記した書面により、お客様にその是正を要求できるものとし、お客様は当社の要求に従うものとします。

### 12 サービスの停止

(1)当社、本サービス提供元および TDSYNNEX 株式会社（以下「シネックス」）は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

- ① 天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

- ② 本サービスに関連して、当社が設置又は管理する設備の保守を定期的に若しくは緊急に行う場合
  - ③ 当社が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様及びその従業員に提供できない事由が生じた場合
  - ④ 本サービスの前提となる本サービス提供元及びシネックスとの契約が終了した場合、当社とシネックスとの契約が終了した場合又は本サービス提供元が本サービスの提供を中止した場合
  - ⑤ その他、当社が必要であると判断した場合
- (2) 当社、本サービス提供元およびシネックスは、お客様が本規約に違反したと判断した場合、お客様の本サービスの利用を全部又は一部を停止することができるものとします。当社、本サービス提供元及びシネックスが本サービスの全部又は一部を停止し、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部を停止した場合、当社、本サービス提供元及びシネックスはお客様その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。また、この場合でも、当該契約期間の料金の減額はなく、お客様は全額をお支払頂く必要があります。

### 13 契約の解除

当社は、お客様が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。当該解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。ただし、損害賠償の請求を妨げません。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき
- (2) 営業の廃止、解散、あるいは営業の全部又は一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
- (3) 経営が相当悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (4) 本サービスの利用料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (5) お客様、お客様の役員、従業員又は本契約におけるお客様の代理人若しくは媒介者が暴力団関係者であることが判明したとき
- (6) 本サービスにおいてお客様が本規約に違反すると当社が判断したとき
- (7) お客様が第 11 条第 1 項で禁止された行為を行ったと当社が判断したとき
- (8) 第 12 条に基づき本サービスの全部又は一部が停止され、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部が停止されたとき
- (9) 前各号のほか、当社がお客様による本サービス利用の継続が不相当と判断したとき

### 14 遅延損害金

お客様は本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、お客様は支払期限の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

### 15 保証および損害賠償

- (1) 当社は本サービスに関しその市場性、権原、特定の目的への適合性、使用に伴う黙示の保証等について明示黙示を問わず一切の保証を行いません。当社は本サービスのアクセス中断がないことやエラーがないことの保証を行いません。本サービスは、医療現場や、本サービスの不具合やアクセス中断等により人身事故が起こり得る環境での使用はできないものとします。
- (2) 当社は、第 17 条の違反による以外は、予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ喪失およびそれに伴う損害、間接損害および派生損害については責任を負わないものとします。
- (3) 本契約に基づき当社が免責される場合を除き、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合には、お客様が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の 12 ヶ月間分に相当する金額を限度とし、かつお客様が直接かつ現実的に被った損害に限り賠償します。

## 第 6 章 一般条項

### 16 秘密保持

- (1) お客様及び当社が本サービスを利用又は提供するにあたり相手方の業務上の機密情報(本契約の内容も含まれます。)を知った場合、お客様及び当社(以下「受領者」)は相手方(以下「開示者」)の業務上の機密情報を含む一切の情報を本契約の契約期間のみならず、契約終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします(当社による本サービス提供元及びシネックスへの本サービスの提供に必要な範囲内での開示を除きます)。
- (2) お客様及び当社は、自己の従業員に対して相手方の機密情報へのアクセスについて制限があり本条の規定を順守する必要がある旨通知するものとします。お客様及び当社は、本条に対する違反が疑われる場合、直ちに相手方に通知するものとします。
- (3) お客様及び当社は、上記に関わらず政府機関から又は法令に基づいて開示の要求があった場合は、当該要求があった旨及び開示する内容を開示当事者に事前に書面にて通知するよう合理的な努力をした上で開示するものとします。
- (4) 開示者が受領者に対して開示する機密情報は、譲渡不能で非独占的な使用許諾であり、本契約の目的を達成するためのみに使用されるものとします。

### 17 プライバシーポリシー

- (1) 当社は、当社プライバシーポリシーに定めるところにより、顧客情報(お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。)を利用するものとします。

当社プライバシーポリシー

<https://www.ymgp.co.jp/policy/privacy-policy.pdf>

- (2) 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。

- ① 本サービスのユーザーID 及びパスワード
- ② 本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職

- (3) 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元およびシネックスから取得することができるものとします。
- (4) 当社は、本サービスに関する顧客情報全てを本サービス提供元およびシネックスに提供することがあります。

## 18 権利譲渡の禁止

お客様は本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

## 19 本サービスの仕様変更、その他の変更

- (1) 当社は、合理的な範囲内で本サービスの内容の変更(本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更等を含むが、これに限定されません。以下「仕様変更等」といいます。)を行う場合があります。当社は、お客様に対し、仕様変更等を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたします。
- (2) 前項の仕様変更等の外、当社は、合理的な範囲内で本サービスを変更(仕様変更等、サービス料金及び本規約の条項の変更を含むが、これに限定されません。)できるものとします。ただし、料金の減額、その他お客様に不利にならないと当社が判断する変更については、かかる事前の通知をせずに変更することができるものとします。
- (3) 前2項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が変更されることをお客様は承諾するものとします。

## 20 本サービスの廃止

- (1) 当社が、相当期間を設けた書面による事前通知により本サービスの全部又は一部を廃止する場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。
- (2) 前項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が廃止されることをお客様は承諾するものとします。

21 法令遵守本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

## 22 存続条項

第2条、第15条乃至第17条、本条及び第23条に記載の当社及びお客様の権利と義務は本契約の終了後も効力を持つものとします。

## 23 準拠法・裁判管轄

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本契約に関連してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、山口地方裁判所を一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

**【施行・改訂】**

2020年12月1日初版施行

2021年5月28日第1回改訂

2022年3月10日第2回改訂

2022年6月3日第3回改訂

2022年11月1日第4回改訂

2023年3月15日第5回改訂

2025年10月1日第6回改訂

別表サービスの構成

<p>本サービス提供元</p>	<p>① 日本マイクロソフト株式会社(サポートサービスについては TD SYNEX 株式会社)                  ② 株式会社ネクストセット(アドオンサービス)                  ③ 株式会社サテライトオフィス(アドオンサービス)</p>
<p>本サービス提供元の規約(※1)</p>	<p>① マイクロソフト顧客契約  <a href="https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement">https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement</a>                  ② TD SYNEX 株式会社 Cloud Solution Provide Program カスタマー・サポート・サービス約款  <a href="https://image.synnex.co.jp/ec/CLOUDSolv/helpcenter/microsoft/%E3%80%90TD%20SYNNEX%E3%80%91CSP%E3%82%AB%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E7%B4%84%E6%AC%BE_Ver.1.00_Rev.1.30.pdf?v=20260424">https://image.synnex.co.jp/ec/CLOUDSolv/helpcenter/microsoft/%E3%80%90TD%20SYNNEX%E3%80%91CSP%E3%82%AB%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E7%B4%84%E6%AC%BE_Ver.1.00_Rev.1.30.pdf?v=20260424</a>                  ③ ネクストセットサービス利用規約(※2)  <a href="https://www.nextset.co.jp/#Microsoft365">https://www.nextset.co.jp/#Microsoft365</a>                  ④ サテライトオフィスサービス利用規約(※2)  <a href="https://www.sateraito.jp/">https://www.sateraito.jp/</a></p>
<p>本サービスのサービスレベル保証</p>	<p>Microsoft Online Service サービスレベル契約(※3)  <a href="https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Service-Level-Agreements-SLA-for-Online-Services">https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Service-Level-Agreements-SLA-for-Online-Services</a></p>

※1 同規約の最新版は、上記 URL 又は前提サービス提供元がその都度規約を掲載している WEB サイトを参照の上ご確認ください。

※2 トップページより各アドオンサービスのページを参照ください。

※3 同サービスレベル保証(Microsoft の「Online Services SLA」)の最新版は、上記 URL 又は前提サービス提供元がその都度同サービスレベル保証を掲載している WEB サイトを参照の上ご確認ください。